

交通安全だより

二本松警察署 交通課

2026年3月1日発行

1. 飲酒運転は犯罪です！

福島県内では飲酒運転や飲酒運転による交通事故が後を絶たない危機的な状況にあります。

これから年度末を迎え、歓送迎会など飲酒する機会が増える時季となります。家庭や地域、職場から飲酒運転をさせない・許さない環境を作り、二本松市から飲酒運転を根絶しましょう！

※自転車の飲酒運転も罰則の対象です！※



<運転者は…>

○ 飲酒運転は厳禁！厳罰！

お酒を飲んでいる（身体に残っている）状態で車を運転することは過失ではなく故意です。

「乗るなら飲まない、飲むなら乗らない」を徹底しましょう。

飲酒運転は被害者だけでなく、
あなたや家族の人生も狂わせます。



2. 自転車にも青切符が適用！

<自転車利用者は…>

○ ルールを守って責任ある運転を！

来月から、道路交通法の一部改正により、自転車利用者（16歳以上）に対する、反則通告制度が始まります！

自転車も乗れば車の仲間です。信号無視、一時不停止などの違反をした場合に交通反則通告書（青切符）が交付され、違反者は反則金を納付しなければなりません。

「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度対象外のため、交通切符（赤切符）の刑事手続きとなります。



自転車乗るならヘルメット！



二本松警察署

